

北広島市立学校の適正規模化に関する事項の調査について

答 申

北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会

令和4年1月18日

北広島市立学校の適正規模化に関する事項の調査について

答 申

1	これまでの経過	・・・	1
2	審議会の調査・審議を進める上での 6 つの視点について	・・・	2
3	審議経過	・・・	3
	①現状で適正規模に満たない学校についての調査	・・・	3
	②新たな学校種等の可能性について	・・・	4
	③審議会の所掌事務に収まらない可能性について	・・・	5
4	答申	・・・	6

1 これまでの経過

北広島市における小中学校の適正規模化等に関する課題については、有識者で構成する北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）において、通学区域の適正を図る観点から、検討を重ねてきたところであり、平成17年中間答申（平成17年11月）では、「北広島市の小学校における適正規模」について、平成18年答申（平成18年12月）では、「市立小学校の適正配置の具体的方策」について答申を行ってきた。

平成30年度には、平成17年中間答申や平成18年答申の際には増加傾向であった大曲地区・西部地区・西の里地区の児童生徒数が減少傾向に転じていること及び中学校の小規模化の傾向を背景に、北広島市の実態を基に、改めて、小規模校や大規模校が学校運営に与える影響及び児童生徒に与える影響などを総合的に検証し、子どもたちにとってよりよい教育環境を確保する望ましい学校規模を再整理し、「北広島市立小学校及び中学校の適正規模の在り方について」をまとめ、令和元年答申（令和元年11月）として教育委員会に提出したところである。

教育委員会では、令和元年答申を参考に「北広島市立小学校及び中学校の適正規模に関する基本方針（案）」を作成し、パブリックコメントの実施や市議会への説明を経て、令和2年3月に「北広島市立小学校及び中学校の適正規模に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定したところである。

この基本方針では、「北広島市立小学校及び中学校について、適正規模化等の検討が必要な学校を考える上での基準として定めるものであり、実際の学校の適正規模化や適正配置、学校を統合しないなどの選択にあたっては、教育機会の均等や教育水準の維持向上を踏まえながら、保護者や地域住民の意見、地域の特性などに応じて慎重に検討を行っていくこと」としているところであることから、これを踏まえ、令和3年10月に教育委員会から、北広島市立学校の適正規模化に関する事項の調査について、審議会に諮問されたものである。

審議会では、この諮問を受け、「地域の特性を生かしながら、子どもたちにとってより良い教育環境を確保していく北広島市立学校の適正規模化等に向けて、地域に開かれた中でどのように検討していくべきか」に焦点をあて、調査・審議することとした。

2 審議会の調査・審議を進めるうえでの6つの視点について

前頁で述べた「地域の特性を生かしながら、子どもたちにとってより良い教育環境を確保していく北広島市立学校の適正規模化等に向けて、地域に開かれた中でどのように検討していくべきか」を検討するにあたって、次の6つの視点を重要視して調査・審議を進めた。

- ①現状で「北広島市立小学校及び中学校の適正規模に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に定めた学級規模の基準（適正規模の基準）に満たない学校のある地区について、まずは調査すること。
- ②基本方針では、同一学校種、つまり小学校同士、中学校同士による適正規模化を検討する基準を定めたものとなっているが、新たな学校種等（義務教育学校など）の可能性はあるかないかを含めて検討すること。
- ③仮に義務教育学校等の可能性を検討の観点として含めた場合、本審議会の所掌事務、つまり通学区域の設定および変更、その可否を判断するための調査審議に収まらない可能性があるのではないかという検討を行うこと。
- ④現状の住みよい環境や教育環境を求めて新しい子育て世代が入ってきていることも踏まえた検討を行う必要があること。
- ⑤学校の小規模化の現状を情報公開し、地域と課題を共有し、地域の声を聞きながら進める必要があること。
- ⑥学校が、防災・保育・地域の交流の場であるなど、各地域のコミュニティの核としての性格を有するとともに、地域の未来の担い手である子ども達を育む営みの場であること。

以上を踏まえ、現在の子どもたちはもちろん、この先の子どもたちにとって、教育水準と教育の機会均等を確保し、よりよい教育環境を整備することを旨として、上記6つの視点により議論を進めた。

3 審議経過

審議会では、前頁で述べた6つの視点を踏まえ、次の①から③の事項について調査・審議を行った。

①現状で適正規模に満たない学校についての調査

現状で基本方針に定める適正規模に満たない学校について調査を行った。

■小学校（現状で適正規模に満たない学校（普通学級））

	令和3年度		令和8年度（推計）	
	学級数	児童数	学級数	児童数
西部小	9学級	214人	6学級	177人
緑ヶ丘小	8学級	221人	9学級	209人

小学校の適正規模の範囲
12学級～18学級

小学校では、令和3年3月の参議院本会議において、約40年ぶりの学級編制の標準の引き下げがあり、令和3年度から段階的に1学級35人に引き下げられることにより、令和7年度までに小学校の全ての学年で35人学級となることになった。（北海道では、独自政策により国よりも1年前倒しで35人学級を実施）

■中学校（現状で適正規模に満たない学校（普通学級））

	令和3年度		令和8年度（推計）	
	学級数	児童数	学級数	児童数
緑陽中	4学級	110人	3学級	96人

中学校の適正規模の範囲
6学級～18学級

令和3年度時点で適正規模に満たない学校は、小学校では西部小学校と緑ヶ丘小学校、中学校では緑陽中学校である。

いずれの学校も、学校の小規模化は進むものの、1学級あたりの人数はある程度維持され、指導上様々な影響が大きいと考えられる複式学級となる学校はない見込みであることを確認した。

なお、現状では適正規模を満たしているが、令和8年度までには適正規模に満たない学校と見込まれる、西部中学校、緑ヶ丘小学校と緑陽中学校と校区が隣接する双葉小学校及び広葉中学校の現状を確認した。また、それぞれの校舎や屋内体育館の建築年度や施設の老朽化等の状況から、西部小学校の大規模改修年度や西部中学校の旧校舎の老朽化、緑陽中学校及び広葉中学校の施設の老朽化等が課題となっており、こうした施設の維持は多大な経費を要することから、適正規模化等と合わせて検討していく必要があることを確認した。

※現状で適正規模に満たない学校（普通学級）の令和3年度の学級数及び児童・生徒数は令和3年度学校基本調査による。また、令和8年度（推計）は、住民基本台帳人口による。

審議会では、校区内にある公共施設等の状況も確認し、公共施設等と学校施設の複合化についてのメリット等も確認した。

複合化のメリット等は次のとおりである。

- 社会教育施設と複合化することによって、総合的な学習の時間などをはじめ、地域人材との連携がしやすくなる効果や、社会教育活動に子どもたちが参加しやすい環境が整備できる効果が考えられること。
- 保育園等との複合化では、保育から小・中学校への連携や接続が一層推進される効果や、小1プロブレムの緩和、異年齢集団による教育活動の充実による社会性や道徳性の涵養などの効果が考えられること。
- 施設を一体とすることで、施設の維持管理に一定の効果があると考えられること。

デメリット等については、児童生徒が教育活動に専念できる環境を整備する必要性や、管理区分について明確にする必要があるなどの課題があることを共有した。

審議会では、上記と合わせて、適正規模に満たない学校及びそれらと隣接する通学区域を有する学校についての通学区域や通学距離の調査を行い、徒歩での通学を前提とした場合の地理的条件等の課題を共有した。

なお、こうした検討を進める際には、前述2「審議会の調査・審議を進めるうえでの6つの視点について」で記載した④から⑥の視点を踏まえ、学校の小規模化や老朽化等の課題等を地域住民や保護者と情報共有しながら、開かれた審議会として調査・審議していく必要性と、北広島市としてこのまちを、この地域をどうしていきたいのか、地域の未来の担い手である子ども達を地域でどのように育てていくのかというビジョンを共有しながら検討していく必要性があることを確認した。

②新たな学校種等の可能性について

審議会では、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」(平成27年文部科学省作成)(以下「手引き」という。)に基づき、学校の適正規模化・適正配置等の具体的方策について調査・審議を行った。具体的方策については、通学区域の変更、学校の統合、学校選択制の部分的導入、様々な検討をした上での統合しないという選択等について情報を共有し、どのような選択をしたとしても、魅力ある学校づくりについては合わせて検討をしていく必要性があることを確認した。

なお、魅力ある学校づくりの手引きによる具体例は次のとおりである。

(1) 地域との協働関係を生かした学校づくり

- 保護者や地域住民の参画により学校運営の改善に取り組む

(2) 魅力あるカリキュラムの導入等

- 地域の未来を展望し、保護者や地域住民のニーズを十分勘案した上で、新たなカリキュラムの研究開発
- 子どもの発達の早期化や中1ギャップ、学習内容の高度化等への対応「小中一貫教育」や「義務教育学校」の導入

(3) 学校整備面での充実

- 施設一体型小中一貫校や施設一体型義務教育学校の検討
- 地域への学校開放を前提としてコミュニティスペースを設けることや、公民館や体育館といった社会教育施設・スポーツ施設と複合化した施設
- 保育所や児童福祉施設、学童クラブ、役場施設との複合化

③審議会の所掌事務に収まらない可能性について

前述でも記載したが、平成17年中間答申及び平成18年答申については、通学区域の適正化を図る観点から、小学校の適正規模及び具体的方策について審議会で調査・審議を行い答申を行ってきた。

しかしながら、前回の答申以降、学校が抱える課題・子どもたちを取り巻く環境は、社会の大きな変化と共に大きく変化している。

全国的な少子化による全国的な学校の小規模化傾向、特に首都圏を除く地域の学校の小規模化、教育内容や学習活動の質的・量的充実への対応、学校が子どもたちの教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有する施設であることなどのまちづくりの観点、魅力ある学校づくり、施設の老朽化、公共施設との複合化による教育効果など、学校の適正規模化等に向けて、通学条件と一体となって総合的に検討を要する状況となっていることを確認した。また、こうした事項を一体的に様々な角度から議論していくためには、将来の受益者となる小学校就学前児童の保護者や、まちづくりの観点から、地域住民など、一般の市民の視点を加えた組織で検討していく重要性についても確認した。

4 答申

審議会では、前述1から3を踏まえて調査・審議した結果、教育委員会から諮問のあった北広島市立学校の適正規模化に関する事項の調査について、次のとおり答申する。

北広島市立学校の適正規模化の検討にあたっては、児童生徒のより良い教育環境を確保し教育の質の向上を図る観点を踏まえるとともに、学校が地域コミュニティの核としての性格を有するなど、まちづくりと密接な関わりを持つことを踏まえ、これまでの審議会の所掌事務及び構成員を次のとおり再整理し、新しい審議会を立ち上げるなど、客観性及び専門性を向上した中で、総合的に調査・審議していくことが望ましいと考える。

1 審議会の所掌事務

- (1) 通学区域の設定及び変更に関すること
- (2) 学校の適正規模に関すること
- (3) 学校の適正規模化に関する基本方針の策定及び見直しに関すること

2 審議会の構成員

現構成員に将来の受益者となる就学前児童の保護者及び地域住民を加え、地域とともにある学校づくりの視点を踏まえた組織とすることが望ましい。

【理由】

本審議会は、通学区域の適正を図ることを目的に設置された機関であることを前提に、平成17年中間答申及び平成18年答申では、小学校の適正規模及び適正配置に関する具体的方策について調査・審議してきたが、全国的な少子化を背景に、平成19年度以降学校を取り巻く環境は大きく変化しており、学校の適正規模化及び適正配置の調査・審議にあたっては、通学区域の適正を図るという本審議会の所掌事務の中での調査・審議では収まらない状況となってきた。また、通学区域の設定や学校の適正規模化等に関しては、教育的見地から市全体の視点で専門的に調査・審議していく必要があるとともに、市のまちづくり担当部署や地域住民とまちの未来のビジョンを共有して調査・審議していく必要がある一方、実際の学校の適正規模化等に向けては、各地域の特性を踏まえた個別の事情を各地域の住民と十分に共有し、合意形成を図りながら検討を重ねていく性質であると考え。

このことから、審議会の所掌事務を、市民の視点や市のまちづくりの視点も踏まえた教育的見地から市全体の視点で調査・審議を行うべき内容として整理するとともに、将来の受益者となる就学前児童の保護者及び地域住民を加えた組織で調査・審議を行うことが望ましいとの結論に至ったものである。